

令和3年度 第2回瑞浪市個人情報保護・情報公開審査会会議録

と き 令和3年12月17日(金)
午後1時～午後2時
ところ 瑞浪市役所 全員協議会室

出席者

(委員) 端元 博保
(委員) 横田 直和
(委員) 小島 博和
(委員) 溝口 博敏
(委員) 小倉 弘子

事務局

近藤 正史 (総務課長：司会進行)
伊東 政博 (行政係長：報告)
安藤 みちる (行政係)

【瑞浪市個人情報保護審査会及び情報公開審査会の成立】

- ・ 委員定数5名に対し5名の出席あり。
- ・ 瑞浪市個人情報保護審査会規則第3条及び情報公開審査会規則第3条の規定により、両審査会の会議は成立。

【両審査会の会長の互選及び会長職務代理の指名】

- ・ 端元委員を推薦する声があり、各委員が承認し、端元委員が会長に就任。
- ・ 端元会長から、横田委員を会長職務代理として指名。

【諮問及び議事内容】

○ 市長あいさつ

○ 諮問

市長より個人情報保護審査会長に諮問書を提出
(市長、諮問書提出の後、退席)

1 個人情報保護審査会

(1) 『個人情報取扱事務の届出』報告について

令和3年10月31日付けの事務届出数

947事業

(2) 岐阜県による新型コロナウイルス感染症自宅療養者に係る個人情報の提供
について(資料1)

(事務局より説明)

(質疑)

なし

(3) 諮問事項の検討

上下水道課で得た債権の財産情報等の情報を、同課が取扱う他の債権に活用する事について

事前配布資料により担当者（上下水道課）から説明

(質疑)

委員 審査会では具体的にどの部分を審議すれば良いですか。

上下水道課 2つあります。居住地調査について、強制徴収公債権の調査で取得した情報を強制徴収公債権以外の債権の回収事務にも活用したいです。

また、財産調査については強制徴収公債権以外の債権が債務名義を取得した後に、強制徴収公債権の調査、特に金融機関の調査については回答を得られることが多いので、強制徴収公債権以外の債権の回収事務にも活用したいです。

委員 債務名義を取得すると、市役所はどの程度まで調査をすることができるようになるのですか。

上下水道課 債務名義取得後であれば、金融機関に対する財産調査は回答を得られることが多いですが、他自治体に対する調査については難しいです。

委員 水道と下水道は切り離すことができないので、回収事務に活用できるようにすることは意義があると思います。

上下水道課 回収できない場合は給水、汲取停止を行うようにしていますが、滞納者が瑞浪市外に出てしまうことで、停止の措置をとることができなくなってしまいます。本来は裁判所を活用して強制執行し徴収すべきなのですが、他の自治体でもそこまで踏み込んでいるところは少ないです。

委員 他の課で得た情報を活用したいということですか。

上下水道課 上下水道課内のみです。課内で下水道使用料と水道料金の債権を持っており、情報を持っているのにも関わらず、知らないふりをして別で調査をしなければならないことで、業務に支障が出てしまっている状況です。

委員 水道と下水道の担当者は同じ人なのですか。そこを区別してはどうですか。

委員 個人情報保護条例や法律を超えることを審査会で承認することはできないのではないのでしょうか。

委員 組織内部に守秘義務を適用させていては、業務に支障が出る
ことが想定されます。法律上どのようになっているのでしょうか。
事務局 債権事務を一つの部署に集めている自治体がありますが、その
ような自治体は債権徴収条例を定めています。瑞浪市には条例
にそのような定めはありません。
委員 他の自治体も同じ状況にあると思いますので、他の自治体がど
のように回収事務を行っているのか調べて、判断した結果を審
査会で審査すべきだと思います。
会長 今回の件は、行政判断にあたることだとして、審査会としての
結論は留保するというものでいいですか。
委員 はい。

(保留)

2 情報公開審査会

(1) 令和3年度の情報公開の実施状況について
(事務局より説明)

(質疑)
なし

閉会 (午後2時)